令和３年10月吉日

令和３年度「テレワーク月間」へのご協力のお願い

平素から、テレワークの普及促進に当たり、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

テレワーク推進フォーラム（※）では、平成27年から11月を「テレワーク月間」として、テレワークの普及促進に向けた広報等を集中的に行っています。

※テレワーク推進フォーラム：産学官のテレワーク推進組織（平成17年11月設立）

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、人と人との接触を減らしながら業務を継続できるテレワークは、これまで以上に重要になっています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における交通緩和等を目的に実施してきたテレワーク・デイズの取組みをレガシーとして、今後一層のテレワークの普及を推進していくこととしており、テレワークへの関心が高まっている現在は、全国的にテレワークを浸透させる絶好の機会と考えております。

政府としては、「テレワーク月間」及び「テレワーク・デイズ」を中心に、テレワークの普及・定着を強力に進めております。

貴団体におかれましても、趣旨にご賛同いただき、以下の２点についてご協力をお願いできれば幸いです。

(1)テレワークに関する情報発信

（ホームページ、SNS等でテレワーク月間の周知を行う、会員企業等にテレワーク月間サイト<https://www.teleworkgekkan.org/> からテレワークに関する活動を実施している旨の参加登録を行うよう促すなど）

(2)テレワーク実施の働きかけ等

（テレワークの導入検討、集中実施、試行体験（ワーケーションを含む）等を促すなど）

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体　各位

総務省・厚生労働省

経済産業省・国土交通省

内閣官房・内閣府

お問い合わせ先（代表）

総務省情報流通行政局情報流通振興課

03-5253-5748

（添付書類）

・テレワーク月間周知用チラシ

・テレワーク導入お役立ち情報